

防府市三世代同居支援事業補助金交付要綱

平成28年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、世代間で互いに支えあいながら生活する多世代家族の形成を促進し、家庭内教育力の向上や子育て支援等の家族の絆の再生及び高齢者の孤立防止を図るため、予算の範囲内において、防府市内で三世代が同居するための住宅の新築や購入、増改築等に要する費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三世代世帯 親と子と孫等の三世代以上で構成される世帯で、かつ小学生以下の者（妊娠中の子を含む。）を含む世帯。
- (2) 三世代同居 1棟の住宅、同一敷地内若しくは隣接敷地内にある2棟以上の住宅、又は同一の集合住宅等において同区画又は別区画に三世代世帯が居住し、生活している状態。
- (3) 持ち家住宅 自己所有の住宅であって、自己の居住に供するものをいう。
- (4) 増改築 既存の同一棟の住宅を増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し、造り替えることをいう。
- (5) リフォーム 住宅の機能若しくは性能を維持又は向上させるため、住宅の一部の修繕、補修、模様替え、及び取替え等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 防府市三世代同居支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、三世代同居のための住宅の新築、購入、増改築、リフォームにかかる

費用を負担した者で、かつ次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象者を含む世帯が、既に三世代同居に該当する又は当該事業実施により、新たに三世代同居を始めること。
- (2) 補助対象者を含む三世代世帯の全員が、市に住民登録をしてかつ市税等を滞納していないこと。
- (3) 補助対象者を含む三世代世帯の全員が、同一の住宅について、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 補助対象者を含む三世代世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び防府市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号に定める暴力団員ではないこと。

2 補助対象者は、前項各号に掲げる要件を全て満たしていることのほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 持ち家住宅の増改築等を行う者
- (2) 同居する者のために住宅の増改築等を行う者

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付対象となる住宅は、次の各号に掲げる全てに該当する住宅とする。

- (1) 本市に所在する住宅であること。
- (2) 三世代世帯が居住するための住宅であること。（別荘その他の一時的に使用するものや、賃貸等営利を目的とするものは除く。）
- (3) 新築、増改築、リフォームの場合、平成28年4月1日以後に工事請負契約を行い、三世代世帯の構成員のいずれかの名義で所有権保存登記された住宅（登記を伴わない工事請負契約を除く。）であること。
- (4) 住宅を購入する場合、平成28年4月1日以後に売買契約を行い、三世代世帯の構成員のいずれかの名義で所有権移転登記され

た住宅であること。

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合した住宅であること。

(6) この要綱による補助金を受ける年度と同一年度に、防府商工会議所が実施する住宅リフォーム助成事業の実施要領による助成を受けた住宅でないこと。

(7) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた住宅でないこと。

(補助対象費用)

第5条 補助金の交付対象となる費用は、住宅の新築、増改築、リフォームに係る工事費用又は住宅の購入に係る費用であって、当該費用が300万円以上（消費税及び地方消費税の額を除く。）であるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる費用については、補助対象としない。

(1) 賃貸の用に供している住宅又は賃貸の用に供する予定の住宅
工事

(2) 倉庫、車庫等の工事（居住の用に供するための改修等については、補助対象工事の対象とする。）

(3) 申請者自らが行う工事業者を伴わない機器、設備等の購入

(4) テレビ、冷蔵庫、オーブンその他移動又は取外し可能な機器
若しくは製品の購入

(5) 併用住宅における住宅部分以外の工事費（内外部の住宅部との共用部分は面積按分で算出）

(6) 申請者が工事業者の場合の労務費（材料費は補助対象とする。）

(7) 造園、門扉、塀又は外構の工事

(8) 下水道接続工事

(9) 合併処理浄化槽設備の工事

- (10) 新築や増改築又はリフォームを伴わない解体工事
- (11) 太陽光発電システムの工事
- (12) 公共工事の施工に伴い移転の対象となった住宅で、当該移転補償費の対象となる工事
- (13) 工事費用及び住宅購入費以外の費用（設計料、登記費用、仲介手数料等）
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が適切でないとする工事
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条第1項に定める補助対象費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）に10分の1を乗じて得た額とする。但し、50万円を限度とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の認定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ防府市三世代同居支援事業補助金事業認定申請書（第1号様式。以下「認定申請書」という。）に、次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（第2号様式）
- (2) 世帯員全員の住民票の写し
- (3) 世帯員全員の続柄関係が確認できる書類
- (4) 母子健康手帳の写し（出産予定の場合）
- (5) 建物の位置図
- (6) 平面図・立面図等、対象工事の内容が確認できる図面
- (7) 工事請負契約書の写し（住宅を購入する場合は、売買契約書の写し）
- (8) 住宅全体及び工事着工前の写真（購入の場合は住宅全体の写

真)

- (9) 補助金の対象費用が確認できる書類（費用内訳が記載又は添付されている見積書や領収書、住宅ローン契約書の写し等）
 - (10) 建築基準法に基づく検査済証の写し
 - (11) 建物の全部事項証明書の写し
 - (12) 土地の全部事項証明書の写し
 - (13) 世帯員全員の滞納のないことの証明書
 - (14) その他市長が必要と認める書類
- （事業認定）

第8条 市長は、前条の規定に基づく認定申請書を受理したときは、その内容を精査するとともに、必要に応じて対象住宅の現地検査及び世帯員からの聞き取り調査を行い、事業認定の是非について決定するものとする。

2 市長は、前項で決定したことについて、防府市三世代同居支援事業補助金事業認定審査結果通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとし、認定に際しては、必要な条件を付することができる。

（認定内容の変更）

第9条 申請者は、第7条第1項による申請により事業認定を受けた後、工事の契約内容や金額等、重要な事項に変更が生じた場合は、速やかに防府市三世代同居支援事業補助金事業認定変更申請書（第4号様式。以下「認定変更申請書」という。）に、次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の工事内容の分かる図面
- (2) 工事請負変更契約書又は変更請負の写し
- (3) 変更後の工事内訳等見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定に基づく認定変更申請書を受理したときは、前条第1項に定める調査等を行い、認定変更の是非について決定する

ものとする。

- 3 市長は、前項で決定したことについて、防府市三世代同居支援事業補助金事業認定変更審査結果通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとし、変更の認定に際しては、必要な条件を付することができる。

（事業完了実績報告及び補助金交付申請）

第10条 申請者は、第8条第2項で認定を受けた事業が完了したときは、事業完了日から30日以内に防府市三世代同居支援事業補助金対象事業完了実績報告書兼補助金交付申請書（第6号様式。以下「実績報告書兼交付申請書」という。）に、次に掲げる書類のうち、市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。但し、やむを得ない場合は、申請者は書面で提出期限の延長を申し出ることができる。

- (1) 三世代世帯員全員の住民票の写し
- (2) 登記が完了したことが確認できる書面（登記簿の写し等）
- (3) 建物の位置図、配置図、平面図及び立面図
- (4) 工事請負契約書の写し（住宅を購入する場合は、売買契約書の写し）
- (5) 工事代金の領収書の写し
- (6) 補助金の対象費用が確認できる書類（費用内訳が記載又は添付されている見積書や領収書の写し、住宅ローン契約書の写し等）
- (7) 建築基準法に基づく検査済証の写し
- (8) 他の補助金制度も併用して申請する場合は、当該制度の実績報告書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類
（補助金の確定及び請求）

第11条 市長は、前条の規定に基づく実績報告書兼交付申請書を受理したときは、その内容について精査し、補助金交付の是非について

決定するものとする。

2 市長は、前項で決定したことについて、防府市三世代同居支援事業補助金交付決定・却下通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前項において、補助金交付決定の通知を受けた申請者は、防府市三世代同居支援事業補助金請求書（第8号様式）を市長に提出し、市長は、その請求書を適正に受理した日から30日以内に当該請求に係る補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消）

第12条 市長は、申請者が次の各号に該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 法その他関係法令に違反したとき。

（2） 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（3） 住宅を正当な理由なく、自己の居住の目的以外の用途に使用したとき。

（4） その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消す場合、申請者に対し防府市三世代同居支援事業補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合で、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、防府市三世代同居支援事業補助金返還命令書（第10号様式）により、期限を定めて既に交付した補助金を申請者に返還させるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。